

收められてある記事に相當するものゝ一部分より載せられてゐないことは怪しむに足りないが、逆にこの書に收められてゐる記事に相當するものが經世大典站赤門に載せられてゐないものゝあることはやゝ奇怪に思はれる。經世大典の編者がその考の下に典章を取捨した結果に外ならぬと斷じ去ればその理由は極めて簡單であり、また一應は承認し得られる所であるが、然もそこには自から別種の理由の存するものがあるやうである。それは兩者を通讀して見ると自然に感知せらるゝことであつて、これ等の兩書が一部分は互に別種の根本文書に依據したが爲であらうと思はれることである。即ち經世大典に記してゐるのは、多くは中央の官衙官人より上奏した次第と、それに對して受けた聖旨とであるが、元典章には地方の行省その他の官衙が中央から受けた咨を載せて居るのが少からず見受けられる。例へば至大四年三月二十三日に、站赤の管轄を通政院から兵部に移したことに關しても、經世大典にはこの日中書省が奏してこの運びにしたことを記して居るのに、元典章には、至大四年七月に江西行省が中書省の咨を准けたところが、その咨には、至大四年三月二十三日に中書省がこの件を上奏して聖裁を得た云々として記されて居る如きである。此の如きは同一事の記述についても、兩者の依據した文書の種類に相違があつたところから起つたものと見るのが適當ではあるまいか。

なほ注意すべきことは、同一の文書に據つたことの明らかなものでも、兩者の文體及び記述の間には著しい相違が存することである。これは元典章は漢文體とはいへ、勿論原文なる蒙古文の形を成るべく忠實に譯出しようとしたのであり、經世大典はそれと比すれば遙に原との蒙古文の形を壞して漢文體とし、その間に原文の意味を傳へようとしたが爲に外ならぬ。今一例を擧げてこの點を明らかにして見よう。